平成２９年（フ）第９１号
群馬県高崎市中居町２丁目１番地５　サンハイツアマダ305号
債務者　三浪　和男
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１１３号
群馬県高崎市棟高町564番地　ツチヤハイツ105号
債務者　青柳　清美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第９２号
静岡県御殿場市茱萸沢763番地の11
債務者　小野　　航
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１８４号
静岡県沼津市西間門262番地の１　大成ビル407
債務者　長倉　和江（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
愛知県稲沢市赤池南町28番地１
債務者　大出　美穂
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４号
三重県多気郡多気町丹生1860番地、前住所三重県多気郡大台町唐櫃407番地
債務者　堀尾　佳代（旧姓平島）
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第３９９号
堺市南区高倉台４丁３－２－205、住民票上の住所堺市南区赤坂台３丁９番16―306号
債務者　清水　由美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
堺市美原区南余部441番地５、住民票上の住所堺市堺区中三国ヶ丘町５丁２番６号
債務者　尾上寝装こと　尾上　守彰
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
堺市南区新檜尾台４丁16番７―102号、前住所大阪府大阪狭山市東野西１丁目910番地の１（301号）
債務者　西田　　亮
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４１８号
大阪府羽曳野市島泉６丁目14番14号
債務者　大岡　慶彦
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３４号
堺市南区深阪南192番地２　ルポザン泉ヶ丘101号
債務者　福井　健太
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４４９号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目18番９―304号
債務者　横田　孝子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４５０号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目18番９―304号
債務者　横田　　博
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４５９号
堺市東区大美野378番地　グランベリエ202号
債務者　稲村　悦子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４６４号
大阪府富田林市清水町３番11―1101号
債務者　津田　幸代
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
堺市中区福田863番地75
債務者　田中　敦士
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４７５号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番19―204号
債務者　夫婦うどんこと　坂田　耕司
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係